

公 示

第五管区海上保安本部長公示第 33 号

水路業務法（昭和 25 年法律第 102 号）第 8 条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和 6 年 10 月 17 日

第五管区海上保安本部長（公印省略）

1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

（1）名 称 四国地方整備局高知港湾・空港整備事務所
須崎出張所

（2）住 所 高知県須崎市多ノ郷字船着乙 7 3 4

2 水路測量を実施する区域及び期間

（1）区 域 須崎港（別添付図のとおり）

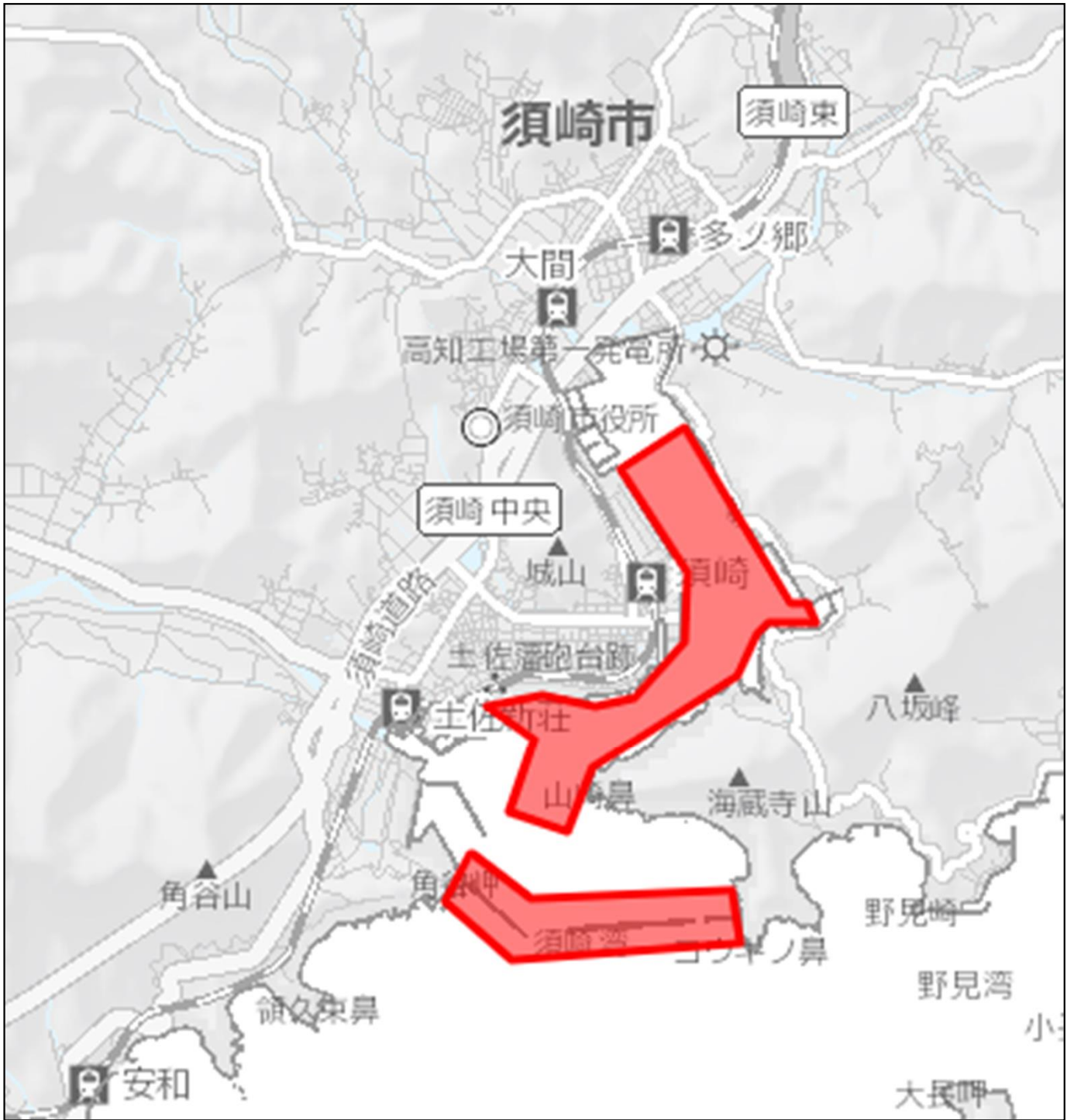
（2）期 間 令和 6 年 1 1 月 1 0 日から
令和 6 年 1 1 月 3 0 日まで

3 水路測量の実施方法

GNSS による測位、マルチビーム測深機による測深を実施する。

4 航行船舶に対する安全措置

水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和 25 年運輸省令第 55 号）第 6 条に定める標識を掲揚する。



海上保安庁(JCG)、(C) Esri Japan

 : 測量区域

出典: 海洋状況表示システム
(<https://www.msil.go.jp/>)